

# 御野場訪問看護ステーション運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 医療法人正観会が開設する御野場訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業[指定介護予防訪問看護]（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師または理学療法士（以下「訪問看護師等」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供することを目的とする。

(指定訪問看護運営の方針)

第 2 条 ステーションの訪問看護師等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第 3 条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅においても、可能な限りその居宅においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用するなど効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業実施に当たっては、利用者の所在する市町村・居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

6 前 5 項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

一 名 称 御野場訪問看護ステーション

二 所在地 秋田市仁井田新田三丁目14番17号

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 訪問看護師等

看護師 常勤4名以上（内管理者と兼務1名）

理学療法士 非常勤1名以上

作業療法士 非常勤1名以上

訪問看護師等は、指定訪問看護の提供に当たる。

## 第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一 営業日

月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日及び年末年始（12月30日から1月3日）は除く。

二 営業時間

月曜日から金曜日は午前9時から午後5時までとする。必要と認められる場合はこの限りでない。

三 連絡体制

電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第4章 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

（指定訪問看護の提供方法）

第7条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第8条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供する。

2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第9条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第10条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 11 条 正当な理由なく指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定訪問看護の提供が困難と認めた場合は、他の指定訪問看護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

第 12 条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供する。

第 13 条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援[指定介護予防訪問看護]（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の 1 ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第 14 条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第 41 条第 6 項及び介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（指定訪問看護の内容）

第 15 条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の内容は次の通りとする。

- 2 病状観察（血圧、体温、脈拍、呼吸等）
- 3 身体の清潔（身体を拭く、髪を洗う、オムツ交換、排泄の介助等）
- 4 入浴介助
- 5 床ずれの予防と処置
- 6 おしっこの管等の管理
- 7 リハビリテーション
- 8 介護用品の紹介
- 9 介護に関する相談等
- 10 ターミナルケア

第 16 条 指定訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び次条第 1 項に規定する訪問看護計画[指定予防訪問看護計画]に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行う。

4 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

第 17 条 看護師等は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画[指定介護予防訪問看護]計画を作成する。

- 2 看護師等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 看護師等は、第1項の訪問看護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
- 4 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。
- 5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。

(指定訪問看護の利用料等)

第18条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

- 2 第1項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第19条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供した際には、当該指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

## 第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第20条 通常の事業の実施地域は秋田市とする。

## 第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第21条 看護師等は、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

## 第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が、正当な理由なく指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第23条 利用者に対して、適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供できるよう、訪問看護師等の勤務体制を定める。

- 2 訪問看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
  - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第24条 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2 ステーションの設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

(秘密保持)

第25条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、ステーション従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第26条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第27条 提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 指定訪問看護等[指定介護予防訪問看護]に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問看護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第28条 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第29条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第30条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第31条 虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、「高齢者虐待防止法」に基づき、以下の措置を講じるものとする。

一 虐待の発生又はその再発を防止するため、定期的に虐待防止検討委員会を開催し、その結果について

従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止に関する指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待防止に関する研修を定期的実施する。

四 上記措置を適切に実施するため、虐待防止に関する担当者を置く。

担当者：当法人介護支援センター管理者：小武海良平

(感染症対策の強化に関する事項)

第32条 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を図るため、以下の措置を講じるものとする。

一 感染症の発生及びまん延防止等について、定期的(概ね6月に1回以上)に感染症対策委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 感染症の発生及びまん延防止に関する指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症の発生及びまん延防止に関する研修・訓練を定期的(年1回)に実施する。

(ハラスメントに関する事項)

第33条 当法人のハラスメント防止に関する規定にのっとり、職場におけるハラスメントの防止・排除に努めることとする。また、当法人の相談苦情体制にのっとり、相談・苦情等に適切に対応する。

(その他)

第34条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人正観会とステーションの管理者との協議に基づいて定める。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成14年12月1日より施行する。

この規程は、平成15年7月1日より施行する。

この規程は、平成15年12月16日より施行する。

この規程は、平成17年11月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年8月1日より施行する。

この規程は、平成23年5月16日より施行する。(所在地変更)

この規定は、平成30年4月1日より施行する。(職員の員数変更)

この規定は、平成30年6月1日より施行する。(職員の員数変更)

この規定は、平成30年11月1日より施行する。(職員の員数変更)

この規定は、平成31年4月1日より施行する。(職員の員数変更)

この規定は、令和2年7月15日より施行する。(所在地変更)

この規定は、令和6年4月1日より施行する。(その他運営に関する重要事項追加)